

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年11月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第87号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第20条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 車いす（障害のため歩行することが著しく困難である職員が使用する場合には限る。）

別表第8備考以外の部分を次のように改める。

職員の区分 期間の区分	1 項 職 員	2 項 職 員
1 年 未 満	100,100 円	50,000 円
1 年 以 上 2 年 未 満	100,100	50,000
2 年 以 上 3 年 未 満	100,100	50,000
3 年 以 上 4 年 未 満	100,100	50,000
4 年 以 上 5 年 未 満	100,100	50,000
5 年 以 上 6 年 未 満	100,100	50,000
6 年 以 上 7 年 未 満	100,100	48,200
7 年 以 上 8 年 未 満	100,100	46,400
8 年 以 上 9 年 未 満	100,100	44,600
9 年 以 上 10 年 未 満	100,100	42,800
10 年 以 上 11 年 未 満	100,100	41,000
11 年 以 上 12 年 未 満	100,100	39,200

12年以上13年未滿	100,100	37,400
13年以上14年未滿	100,100	35,600
14年以上15年未滿	100,100	34,200
15年以上16年未滿	100,100	32,800
16年以上17年未滿	98,500	31,400
17年以上18年未滿	96,900	30,000
18年以上19年未滿	95,300	28,600
19年以上20年未滿	93,700	27,200
20年以上21年未滿	92,100	25,800
21年以上22年未滿	88,800	25,200
22年以上23年未滿	85,100	24,600
23年以上24年未滿	81,900	23,700
24年以上25年未滿	78,200	23,100
25年以上26年未滿	74,900	22,500
26年以上27年未滿	70,000	21,900
27年以上28年未滿	65,500	21,300
28年以上29年未滿	61,100	20,600
29年以上30年未滿	56,200	20,300
30年以上31年未滿	51,500	19,900
31年以上32年未滿	46,400	19,300
32年以上33年未滿	41,900	18,500
33年以上34年未滿	33,800	17,600

34年以上35年未満	26,500	16,900
------------	--------	--------

附 則

この規則中第20条の改正規定は平成18年1月1日から、別表第8の改正規定は平成17年12月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)